

パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度に関する陳情書

1 趣旨

(1) 性的少数者を含む同性同士で生活する者、未成年の子どもも含め、家族として扱う「パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度」を早期に創設し、その存在を公に認めることで性的少数者にも住みやすい、魅力あるまちづくりを進めること

(2) 貴自治体の教育や福祉、市民生活に関すること、その他の行政活動において、性的志向や性自認、どのような性表現をするのかに関わらず、差別をしないための諸施策を講じること

2 理由

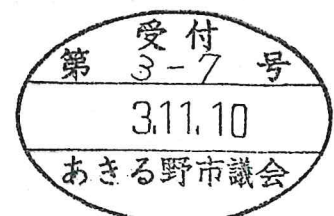
性的少数者含む同性カップルは、お互いを人生の伴侶として、精神面を含めて支えあうパートナーとして生計を共に暮らしていますが、法律に基づく現行制度の枠組みの中では、「同居人」や「友人」と認識され、家族として扱われておらず、入院時の集中治療室への入室や手術同意書の記入などが認められていない、公営住宅への入居ができない、購入した家屋の財産の相続人になれない、子供を養子にできない、犬や猫の里親になれないなど、本来受けられるはずの社会的利益が得られていません。

こうした課題に対し、自治体の裁量で性的少数派を含む同性パートナーとの関係を公のものとして認め、現行の婚姻制度と同等の権利を認める「パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度」が2015年に東京都渋谷区、世田谷区で導入されたことをはじめとして広がりを見せ、2021年10月現在、全国130の自治体で導入されており、導入された自治体に居住する当事者からは大きな喜びの声が挙がっています。

この「パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度」の導入により、冒頭に述べた社会的利益を得ることができるほか、民間企業においては、NTTグループ等でパートナーシップ証明書を提示することで、戸籍上の同性カップル社員にも、異性間と同等の福利厚生が適用されていたり、生命保険会社等では、戸籍上の同性カップルにも死亡保険金の受取人として指定することを認めるなどの動きにつながっています。

そして何より、当事者は大きな社会承認を得て、地域社会の中で自分たちらしく生きていくことの大きな力になります。

家族を形成し、社会から承認を得ることは人としての根源的な欲求で、誰もが等しく持っている権利ですが、性的多数者である異性愛者には、家族を形成し法的保護がなされる一方で、性的少数者を含む家族として親密な関係を築きたい人がそこから排除されているのが現状であり、更に、居住する地域によってその権利が認められないという状況は、当事者の孤立を強め、自らの自己否定にもつながりかねません。



貴自治体においても、性的少数者への理解の促進や差別の解消のため、「パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度」を創設し、誰もが自分らしく生きられるまちを実現するために、関連する施策を含め、一日も早い取り組みを進めていただくことを切望します。

令和3年 11月 10日

陳情者

住所 福生市武蔵野台 1-7-1 西村荘3

氏名 境 志のぶ

氏名 西村 美穂

連絡先

あきる野市議会議長 殿